

境港市重度障がい者等就労支援特別事業実施要綱

(目的)

第1条 境港市重度障がい者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）は、重度障がい者等に対し、通勤や職場等における支援を行うことにより、当該重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障がい者等 境港市内に住所を有し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第3項から第5項までに規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者をいう。
- (2) 重度障がい者等就労支援 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項に規定する助成金の対象となる事業主（以下「事業主」という。）が重度障がい者等を雇用するに当たり、同条の規定に基づく助成金（以下「助成金」という。）を活用しても当該重度障がい者等の雇用継続に支障が残る場合に必要となる喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守りその他雇用の継続に必要な支援及び4か月目以降の通勤支援等及び重度障がい者等が自営業者等として働く場合において必要となる通勤や職場等における支援をいう。
- (3) 指定就労支援事業者 前号に定める重度障がい者等就労支援を行うものとして、第15条により指定を受けた事業者をいう。
- (4) 支援計画書 重度障がい者等の通勤や職場等における支援について、支援対象範囲を明確にするため、事業主が重度障がい者等、指定就労支援事業者または指定特定相談支援事業者等と連携して作成するものをいう。ただし、助成金の手続きに必要なものとして、事前に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出し、その確認を受けたものに限る。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、重度障がい者等であって、次のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 事業主に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認でき、市長が必要と認める場合を含む。）。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。
- (2) 自営業者等であって、自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市長が認

めたもの。ただし、前号の対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者を除く。

(給付費)

第4条 本事業の対象となる費用は、別表第1に定める支援提供時間に応じたサービス費の単位数に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

2 本事業の給付費の額（以下「給付費」という。）は、1月につき、前項に定める額から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1項に定める利用者負担額を控除した額とする。

3 第6条第2項に規定する境港市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、指定就労支援事業者から本事業による支援を受けたときは、前項に定める利用者負担額を負担し、当該指定就労支援事業者に直接支払わなければならない。

(利用者負担上限月額)

第5条 利用者負担上限月額は、受給者が同一の月に受けた本事業に係るサービスに要した費用の額、法第6条の規定による自立支援給付の各事業に係るサービスに要した費用の額及び境港市障がい者地域生活支援給付費支給要綱第2条の規定による地域生活支援給付の各事業に係るサービスに要した費用の額の合計額から、前条第2項の規定により算出された当該同一の月における給付費の額、法第29条第3項の規定による介護給付費又は訓練等給付費との合計額及び境港市障がい者地域生活支援給付費支給要綱（平成18年10月1日施行）第4条第1項の規定による地域生活支援給付費を控除して得た額とし、施行令第17条第1項の規定に準ずる額を上限とする。

(利用の申請及び決定)

第6条 本事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、境港市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に支援計画書及び雇用契約書の写しを添付して、市長に申請しなければならない。ただし、第3条第2号の対象者は、雇用契約書の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請者の利用に関する意向その他の市長が定める事項を勘案して利用の可否を決定し、決定通知書又は境港市重度障がい者等就労支援特別事業利用却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 本事業の利用決定の有効期間は、前条第2項による利用決定日から当該日の属する年度の末日までとする。

2 受給者は、有効期間満了後も引き続き利用の継続を希望するときは、有効期間満了日までに申請書により改めて市長に申請しなければならない。

(利用の方法)

第8条 受給者は、重度障がい者等就労支援を受けようとするときは、指定就労支援事業者

に決定通知書を提示し、利用の申込みを行うものとする。ただし、申込みを行う指定就労支援事業者は、受給者が支給決定を受けている障害福祉サービスを行う事業所の指定を受けている事業者でなければならない。

(受給者証等の記載事項の変更)

第9条 受給者は、申請書及び決定通知書の記載事項に変更があったときは、境港市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書等記載事項変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(利用決定の取消し)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による利用決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、境港市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定取消通知書(様式第5号)により受給者に通知するとともに、決定通知書の返還を求めるものとする。

(給付費の請求)

第11条 受給者は、給付費の支給を受けようとするときは、指定就労支援事業者に本事業費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

2 前項の規定により委任を受けた指定就労支援事業者は、本事業が行われた日の属する月の翌月の10日までに境港市重度障がい者等就労支援特別事業費請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

(1) 境港市重度障がい者等就労支援費請求明細書(様式第7号)

(2) 境港市重度障がい者等就労支援サービス提供実績記録票(様式第8号)

(給付費の支給)

第12条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、指定就労支援事業者から第11条による請求が行われた日から30日以内に、指定就労支援事業者に給付費を支給するものとする。

2 指定就労事業者は、前項の規定による支給を受けたときは、受給者に対し重度障がい者等就労支援特別事業費の領収書を交付しなければならない。

(指定就労支援事業者の指定要件)

第13条 本事業を実施する事業者として、指定を受けることができる事業者は、法第5条に規定する重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行う事業所の指定を受けている事業者とする。

(指定の申請)

第14条 前条の指定要件を満たし、指定就労支援事業者としての指定を希望するもの(以下「申請事業者」という。)は、事業を開始しようとする月の前月の15日までに境港市重度障がい者等就労支援特別事業者指定申請書(様式第9号。以下「指定申請書」という。)

を市長に提出しなければならない。

(指定審査)

第 15 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、指定の可否を決定し、境港市重度障がい者等就労支援特別事業者指定決定（却下）通知書（様式第 10 号）により申請事業者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第 16 条 指定事業者は、指定申請書の記載事項に変更があったときは、境港市重度障がい者等就労支援特別事業者指定申請書記載事項変更届（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 指定事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、境港市重度障がい者等就労支援特別事業者廃止（休止・再開）届（様式第 12 号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(報告等)

第 17 条 市長は、給付費の支給に関して必要があると認めたときは、指定就労支援事業者若しくはその従業者又は指定就労支援事業者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、これらの者に対し出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定就労支援事業者の当該指定に係る事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(指定の取消し)

第 18 条 市長は、指定就労支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 15 条の指定を取り消すものとする。

(1) 第 13 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 重度障がい者等就労支援特別事業費の請求に関し不正があったとき。

(3) 前条の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(4) 前条の規定による出頭を求められてこれに応ぜず、同条の規定による質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときただし、指定事業者の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(5) 不正の手段により第 15 条の規定による指定を受けたとき。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

別表第 1 (第 4 条関係)

重 度 障 が い 者 等 就 労 支 援 事 業	当該重度障がい者等が支給決定を受けている障害福祉サービス	重度障がい者等就労支援事業費
	重度訪問介護	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 19 年厚生省告示第 523 号)(以下、「報酬告示」という)別表第 2 の 1 のイに規定する重度訪問介護サービス費の所定単位数
	同行援護	報酬告示別表第 3 の 1 に規定する同行援護サービス費の単位
	行動援護	報酬告示別表第 4 の 1 に規定する行動援護サービス費の単位
注 1 当該重度障がい者等が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合、単位数の大きい障害福祉サービスを優先する。		